

今定例会で可決された議案

議員提出

○茨城県AED等の普及促進に関する条例

知事提出

◆平成二十五年度当初予算関係

○一般会計予算(一件)

○特別会計予算(十四件)

○企業会計予算(六件)

◆平成二十四年度補正予算関係

○一般会計予算(一件)

○特別会計予算(十三件)

○企業会計予算(六件)

条例の制定

○茨城県新型インフルエンザ等対策本部条例

○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

条例の一部改正

○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

○茨城県特別会計条例の一部を改正する条例

○茨城県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

○茨城県社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金条例の一部を改正する条例

○茨城県介護基盤・処遇改善等臨時特別基金条例の一部を改正する条例

○茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

○茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○茨城県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

○茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

○茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例

○茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

○茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

○茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例

その他

○包括外部監査契約の締結について

○国等が行う土地改良事業に対する市町の負担額について

○霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について(平成二十五年度当初分)

○県有財産の売却処分について(萱丸地区戸建住宅用地)

○県有財産の売却処分について(茨城県開発公社貸付地)

○指定管理者の指定について

○県が行う建設事業等に対する市町の負担額について

○国及び県等が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について

○県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

○霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について(平成二十四年度補正分)

○工事請負契約の締結について

○権利の放棄について(中小企業設備近代化資金貸付金)

○権利の放棄について(県立中央病院の診療料等)

○平成二十四年度茨城県公営企業会計に係る資本剰余金の処分について

○公安委員会委員の任命について

○地方自治法第七十九条第一項の規定に基づく専決処分について

「茨城県AED等の普及促進に関する条例」が今定例会で可決・成立しました

背景

病院以外で心臓が原因で心停止になる件数は、全国で年間二、三万件と推定されています。突然の心臓停止を起こした人の救命率は、救命処置が一分遅れるごとに約10%の割合で低下しますが、救急車が救命現場に到着するまでの平均時間は増加傾向にあります。このため、現場に居合わせた人による心肺蘇生法とAEDによる救命処置が必要で、平成十六年七月からは、一般の方でもAEDを使用できるようになり、その活用が望まれますが、一般の方によるAEDの実施率は3%程度にとどまっています。「平成二十四年版救急救助の現況」によると、現場に居合わせた人が、AEDを使用しなかった場合の一ヶ月後の生存率は約10・3%であるのに対し、AEDを使用した場合は45・1%です。

目的

県民の救命率の向上のため、AED及び心肺蘇生法の普及促進を図るとともに、県民の自発的な応急手当の実施を促すことにより、県民の生命及び身体保護に寄与すること。

主な内容

・多くの利用者が見込まれる県の施設にAEDを設置する。
・AEDを設置している県の施設においては設置場所及び使用方法を表示する。



AED (自動体外式除細動器)

東日本大震災二周年追悼・復興祈念式典が開催されました

東日本大震災発生から二年目の三月十一日、県庁講堂において東日本大震災二周年追悼・復興祈念式典が開催されました。

参列した白田信夫県議会議長は、犠牲者への追悼の言葉とともに、「震災の経験・教訓を風化させることなく、次の世代に語り継いでいくとともに、今後の大規模な自然災害に備えるため、防災体制の強化や大規模な訓練の実施など総合的な防災・危機対策を積極的に推進し、県民の暮らしの安心・安全の確保と郷土



追悼の辞を述べる白田信夫議長

お知らせ

今回の、平成25年第2回定例会は、6月5日から6月18日までの14日間の会期日程で開催される予定です。

月日	曜	議事予定
6.5	水	議会運営委員会 本会議(開会、知事提出議案説明)
6	木	休会(議案調査)
7	金	休会(議案調査)
8	土	
9	日	
10	月	議会運営委員会 本会議(一般質問・質疑)
11	火	議会運営委員会 本会議(一般質問・質疑、 議案常任委員会付託)
12	水	休会(常任委員会)
13	木	休会(常任委員会)
14	金	休会(通学児童生徒の安全確保に関する 調査特別委員会)
15	土	
16	日	
17	月	休会(議事整理)
18	火	議会運営委員会 本会議(委員長報告、採決、閉会)

《学校(小中高)における取組》
・学校の教職員に対し、AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させるよう努める。
・公立学校の新任教諭に対し、AED及び心肺蘇生法に関する救命講習を実施する。
・児童生徒の発達段階に応じAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させるよう努める。
・公立の中学校、高等学校は、心肺蘇生法に関する実習を実施する。
・公立以外の中学校、高等学校は、心肺蘇生法に関する実習を実施するよう努める。

《県民の取組》
・救急現場に居合わせた場合は率先して応急手当を実施するよう努める。
・大規模な集客を伴う催しを行う場合はAEDの設置場所を参加者に周知するよう努める。

《事業者の取組》
・従業員に対しAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させるよう努める。
・AEDを設置した場合は設置場所及び使用方法を表示するよう努める。

この条例は議員提出であり、AED及び心肺蘇生法の普及促進を目的とした全国初の条例です。本年四月一日から施行になりました。



条例の提案説明を行う菊池敏行議員